

| 目標 | 基本方向 | 施策の方向 | 主な取組み | 主要な事業 | 担当課 |
|---|----------------------------------|--------------------|---|---|--|
| I：人権の尊重と男女共同参画の実現に向けた意識の改革 | 1：男女平等の視点に立った教育の推進 | (1)家庭における男女平等教育の推進 | ①家庭内における固定的な性別役割分担意識にとらわれない個の尊重の重要性について啓発をすすめるため、各種講座・研修会などを開催します。 | ①各種講座等の開催 ・男女共同参画セミナー ・男女共同参画講座 ・各種研修会 ②農村女性のつどい等への参加推進 ③家庭での男女平等意識の形成と実践 ・家族経営協定の締結促進 | 男女課 男女課 農政課 農政課 農政課 |
| | | | ②保護者などを対象に、男女平等観に基づいた家庭教育に関する学習機会の提供に努めます。 | ④家庭教育学級での男女平等教育の実施 | 子育て支援課 |
| | | (2)学校における男女平等教育の推進 | ③学校教育では、児童生徒の発達段階に応じ、人権の尊重、男女の相互理解と教育の重要性、家庭生活の大切さなどについて指導の充実をはかり、教育全般を通じて人権尊重や男女平等の視点に立った教育をすすめます。 | ⑤男女平等・人権尊重の視点に立った教育の実施 ・技術家庭科の男女共修 ・本人の希望に応じた進路指導 ・指導資料の活用 | 学校教育指導室 |
| | | | ④教職員や関係者に対して、研修などにより人権の尊重や男女共同参画社会に関する正しい理解の浸透をはかります。 | ⑥教職員の研修実施 | 学校教育指導室 |
| | | (3)地域における男女平等教育の推進 | ⑤地域において、男女が生涯を通じて個人の尊厳と男女平等の意識を高め、それぞれの個性や能力を十分発揮できるよう、各種講座の開催など学習機会の提供に努めます。 | ⑦農村地域活動への女性参画推進 ・地域づくり活動の推進 | 男女課 男女課 農政課 |
| | | | ⑥各種団体などと連携し、男女共同参画社会の正しい理解の浸透をはかります。 | ⑧各種団体への男女共同参画についての啓発活動の要請 | 男女課 関係各課 |
| | 2：男女共同参画の啓発 | (1)広報・啓発活動の充実 | ⑦男女共同参画の認識を深めるため、男女共同参画週間や情報誌など多様な機会を通じ情報を提供し、啓発をすすめます。 | ⑨男女共同参画に関する情報の提供 ・男女共同参画に関する資料の収集、情報の提供 ・男女共同参画情報誌の発行 ⑩広報おびひろによる啓発 ⑪農業情報の提供 ⑫性別にとらわれない保育・教育を推進するための意識啓発の実施 | 広報広聴課 男女課 男女課 広報広聴課 農政課 関係各課 |
| | | | ⑧家庭や地域から男女共同参画の意識を高めるため、男女共同参画推進員による啓発をすすめます。 | ⑬男女共同参画推進員による啓発 | 男女課 |
| | | | ⑨男女共同参画をすすめる女性団体やグループ等の活動を支援します。 | ⑭女性活動各種団体等の把握 ⑮女性団体・グループ等の活動支援 | 男女課 男女課 |
| | | (2)調査研究の充実 | ⑩男女共同参画の基本となる関係法等の周知をはかります。 | ⑯男女共同参画関係法等の周知啓発 | 男女課 |
| | | | ⑪男女共同参画に関わる市民や事業所の意識について調査・検証し、関係施策などへの反映に努めます。 | ⑰市民・事業所意識調査の実施及び活用 ⑱事業所雇用実態調査の実施及び調査結果の活用 | 男女課・工業労政課 |
| | | | (3)メディアにおける男女共同参画の推進 | ⑫男女共同参画の視点から、市の発行する広報や出版物の表現が性別に基づく固定的観念にとらわれないように配慮します。 | ⑲広報紙等の発行 ⑳男女共同参画の視点に立った表現の浸透 ・ガイドライン(手引き)の作成 |
| ⑬学校・家庭・地域が連携し、有害図書の青少年への販売監視や立ち入り調査の実施など環境浄化の啓発活動を推進します。 | ㉑有害図書の監視及び環境浄化 | 青少年課 | | | |
| ⑭学校教育をはじめ、生涯学習などさまざまな場において、インターネットなど多種多様なメディアからもたらされる情報を主体的に読み解く能力(メディア・リテラシー)の育成に努めます。 | ㉒メディア・リテラシーの向上 ・学校における情報教育の実施 | 学校教育指導室 | | | |

| 目標 | 基本方向 | 施策の方向 | 主な取組み | 主要な事業 | 担当課 | |
|--|--|-----------------------|--|---|---|--|
| I：人権の尊重と男女共同参画の実現に向けた意識の改革 | 3：女性の人権を尊重する認識の浸透 | (1)性の尊重についての認識の浸透 | ⑮男女相互の性の尊重を促すため、学習機会の提供や啓発活動をすすめます。 | ㉓援助交際等売春行為の犯罪性についての意識啓発活動の実施 ○有害図書の監視及び環境浄化(再掲) | 青少年課 関係各課 | |
| | | | ⑯児童生徒が発達段階に応じ生命の大切さを理解し、正しい知識を持ち、自覚と責任を持った行動が取れるよう学校における適切な性教育をすすめます。 | ㉔学校教育における性に関する指導の実施 | 学校教育指導室 | |
| | | | ⑰学校において適切な性教育を進めるため、教職員の性教育研修の充実を努めます。 | ㉕教職員の性教育研修の実施 | 学校教育指導室 | |
| | | (2)母性の重要性の認識の浸透 | ⑰ HIV/エイズや性感染症について、正しい知識の普及を図るため、啓発を進めるとともに薬物乱用や喫煙、飲酒についてその健康被害に対する正しい情報を提供し、予防を推進します。 | ⑲家庭や地域において、性と生殖に関する健康・権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)への配慮がなされるよう健康教育や性に関する相談を行います。 | ㉖HIV/エイズ、性感染症、喫煙、飲酒、薬物乱用等に関する予防教育の実施 ㉗性に関する相談事業の実施(さわやか相談) | 健康推進課 子育て支援課 |
| | | | ⑲家庭や地域において、性と生殖に関する健康・権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)への配慮がなされるよう健康教育や性に関する相談を行います。 | ㉘性に関する健康教育の実施 | 子育て支援課 | |
| | | | ⑳家庭や地域において、妊娠・出産という母性の重要性への認識を深めるため、家庭教育や健康教育等の学習機会の提供や訪問指導を実施します。 | ㉙母性相談室の実施 ㉚両親教室の実施 ㉛育児教室の実施 ㉜訪問指導の実施 | 子育て支援課 | |
| | 4：女性に対するあらゆる暴力の根絶 | (1)女性への暴力根絶についての認識の浸透 | ㉑ 各種検診や健康診査を実施するほか、必要に応じて保健指導を行います。 | ㉙ 妊婦、乳幼児健康診査の実施(再掲) | 子育て支援課 | |
| | | | ㉒ 働く女性の母性保護に向けた啓発をすすめます。 | ㉚ 企業に対して母性保護規定等の周知・啓発 | 工業労政課 | |
| | | | ㉓ HIV/エイズや性感染症について、正しい知識の普及を図るため啓発をすすめるとともに、薬物乱用や喫煙、飲酒についてその健康被害に対する正しい情報を提供し、予防を推進します。 | ㉛ 性に関する相談事業の実施(さわやか相談)(再掲) ㉜ HIV/エイズ、性感染症、喫煙、飲酒、薬物乱用等に関する予防教育の実施(再掲) | 子育て支援課 子育て支援課 健康推進課 | |
| | | (2)セクシュアル・ハラスメントの防止 | ㉔ 女性に対する暴力が重大な人権侵害であり、犯罪であるという社会的認識の徹底をはかるため、啓発資料の配布や講座などあらゆる機会を活用して、その予防と根絶に向けた意識啓発に努めます。 | ㉚ 配偶者や交際相手等への暴力(ドメスティック・バイオレンス)の防止のための意識啓発 ・DV防止啓発資料の作成・配布 ・研修、講座の開催 | 男女課 | |
| | | | ㉕ セクシュアル・ハラスメントや性犯罪など、性の尊重を阻害する要因を取り除くため、防止啓発パンフレットの配布や教材の貸出しによる意識啓発、社会的認識の徹底に努めます。 | ㉛ セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進 ・啓発用パンフレットの作成 ○事業主等への研修実施の要請 36市役所におけるセクシュアル・ハラスメント防止の推進 ・マニュアルの更新 | 男女課 工業労政課 職員課 職員課 | |
| | | | (3)被害者への相談・支援体制の充実 | ㉔ 被害者の人権に配慮した相談の対応や支援体制を整備するため、関係各課によるネットワークの整備に努めるとともに、関係機関と連携をはかりながら効果的な対応に努めます。 | ㉜ 関係機関等との連携の強化 ・DV防止法関係機関等連絡調整会議 ・庁内ネットワーク会議 | 関係各課(戸籍住民課、国保課、保護課、住宅課、子ども課、子育て支援課、学校教育課、高齢者福祉課) |
| ㉕ 被害者の安全確保と秘密の保持に十分配慮し、被害者の立場に立った相談体制の強化に努めます。 | ㉝ 相談・支援体制の実施 ・女性相談の実施 ・ひとり親相談の実施 | 男女課 子ども課 | | | | |
| ㉖ 配偶者や交際相手等からの暴力による被害女性の保護や、自立支援を行う民間シェッターを運営する団体に対し支援を行うとともに、連携しながら被害者を支援します。 | ㉞ 民間シェッターへの活動支援 | 男女課 | | | | |

| 目標 | 基本方向 | 施策の方向 | 主な取組み | 主要な事業 | 担当課 |
|-----------------------|---|--|---|---|-------------------------|
| II・さまざまな分野への男女共同参画の促進 | 1・政策・方針決定過程への女性の参画促進 | (1)審議会等への女性の参画の促進 | 29 配偶者などからの暴力が児童虐待に及んでいないか、関係機関との連携をはかりながら適切な対応に努めます。 | 40 関係機関等との連携による児童虐待防止対策の実施 ・帯広市要保護児童対策地域協議会の開催 | 子育て支援課 |
| | | | 30 審議会委員等へ積極的に女性を登用するよう促します。 | 41 審議会等への女性の登用の促進 | 行政推進室、男女課 |
| | | | 31 地域などで活躍している女性に関する人材情報を収集し、審議会などへの情報提供を行います。 | 42 女性人材情報の収集・提供 | 男女課 |
| | | (2)方針決定過程における女性の参画の促進 | 32 各種講座を実施し行政施策に対する女性の関心を高めるとともに、研修などにより女性の人材育成を行います。 | 43 登用促進のための人材育成 ・男女共同参画講座の実施(再掲) 43 男女共同参画派遣研修の実施 | 男女課 男女課 |
| | | | 33 企業における方針決定の場に女性が参画できるよう、調査などの機会を通じて理解の促進に努めます。 | 44 企業への女性の職域拡大や女性管理職登用の促進 | 工業労政課 |
| | | | 34 市女性職員の職域拡大や管理職への登用に努めます。 | 45 市職員の人材育成推進プランの推進 49 市女性職員の勤務職場の拡大と登用 | 職員課 職員課 |
| | (3)農業経営活動への女性の参画支援 | 35 農業経営における女性の地位を明確にするため、家族経営協定などの取り組みをすすめるとともに、女性の農業技術、経営技術向上のための研修を実施します。 | 46 経営における女性の参加促進 ・家族経営協定の締結促進(再掲) 47 研修制度の充実 ・農業技術センターにおける冬期経営研修会の実施 | 農政課 農政課 | |
| | | 36 農業に関連する加工や販売などの起業を推進します。 | 48 農業女性を中心とした活動の展開 | 農政課 | |
| | | 37 農業関係組織における女性委員枠の創設や拡大を促します。 | 49 農業団体役員等への女性の参画促進 ・各種講座 ・社会参画支援講座(再掲) | 農政課 男女課 | |
| | | (1)社会活動への参加促進 | 38 地域活動に男女がバランスよく参加できるように、地域の理解促進に努めます。 | 50 地域組織活動参加への理解促進 ・町内会活動等参加への理解促進 | 市民活動推進課、男女課、関係各課 |
| | | | 39 子育て世代の人たちが利用しやすい公共施設の環境づくりに努めます。 | 51 子育て世代が利用しやすい公共施設の環境整備 | 総務課、企画総務課、とちぎプラザ、健康推進課外 |
| | | | 40 各種会議や講座を夜間や休日に開催するなど、参加しやすい環境を整えます。 | 52 各種会議や講座に参加しやすい環境の整備 ・預かり保育の充実 ・夜間、土・日曜日の開催 | 関係各課 |
| (2)ボランティア活動の促進 | 41 女性や障害者が地域・社会活動に幅広く参加できるよう学習機会を提供し、参加の促進に努めます。 | 53 農村地域活動への女性参画推進 ・地域づくり活動の推進(再掲) ○農村女性のつどい等への参加推進(再掲) ○障害者の社会参加の促進(再掲) | 農政課 農政課 障害福祉課、関係各課 | | |
| | 42 ボランティア活動への参画を促すとともに活性化をはかるため、人材の交流・養成、情報の収集・提供、学習機会の提供を行います。 | 54 ボランティア活動の活性化と底辺拡大のための環境整備 ・人材の交流・養成・情報の収集・提供・学習機会の提供 | 関係各課 | | |
| | 43 ボランティア活動に関する窓口を活用し、相談やボランティア活動の促進をはかります。 | 55 ボランティア活動促進に関する相談等のための窓口の活用 | 市民活動推進課 | | |
| | 44 NPO活動促進のための情報提供や相談機能を整備します。 | 56 NPO活動促進のための情報提供や相談機能の整備 | 市民活動推進課 | | |
| | 45 食生活改善・運動推進リーダーの育成に努めます。 | 57 食生活改善・運動推進リーダーの育成 | 健康推進課 | | |

| 目標 | 基本方向 | 施策の方向 | 主な取組み | 主要な事業 | 担当課 |
|---|--------------------------------------|--|--|---|-------------------|
| II・さまざまな分野への男女共同参画の促進 | 2・地域社会への男女共同参画の促進 | (3)地域リーダーの養成 | 40 各種団体などにおいて女性がリーダーとして活躍することができるよう、研修機会の拡大に努めます。 | 57 コミュニティ組織等のリーダー養成 ○各種講座の開催 ・男女共同参画講座(再掲) | 男女課・関係各課 男女課 |
| | | | 41 男女共同参画に関し理解を深めるための研修の支援に努めます。 | 58 男女共同参画(国内派遣)研修の実施(再掲) ○研修制度の充実 ・農業技術、経営技術向上のための研修制度の充実(再掲) ・各種研修会の開催(再掲) | 男女課 農政課 農政課 |
| | | | 42 男女共同参画推進団体などへの活動支援を行います。 | 59 男女共同参画推進団体・グループの養成と活動支援 ・交流の促進 ・活動の場の提供 | 男女課 とちぎプラザ |
| | | (4)国際交流・国際協力の促進 | 49 男女共同参画が国際的な取組であることを踏まえ、社会教育などにおいて国際理解を深める教育を推進します。 | 60 国際理解を深める教育の推進 ・帯広市国際交流員の学校訪問事業「こどもたちへの国際理解教育」 ・外国人講師派遣事業 ・外国文化紹介講座 ・国際姉妹都市・国際友好都市との交流事業の推進 | 親善交流課 |
| | | | 50 市内在住外国人との交流を通じた地域住民の国際性の涵養など、国際理解や国際協力の促進に努めます。 | 61 市内在住外国人との交流機会の拡充 ・世界のともだち、森のハロウィンパーティの開催 | 親善交流課 |
| | | | 51 男女共同参画に関する国際的な情報の収集・提供を行います。 | 62 男女共同参画に関する国際的な情報の収集・提供 | 男女課 |
| | (5)防災分野における男女共同参画の促進 | 52 国際協力事業団(JICA)への支援を行います。 | 63 国際協力事業団(JICA)への支援 ・草の根技術協力事業 | 親善交流課 健康推進課 | |
| | | 53 防災に関する政策・方針決定過程への女性の参画の拡大に努めます。 | 64 防災に関する政策・方針決定過程への女性の参画の促進 | 総務課 | |
| | | 54 女性の視点や知識を活かした避難所の整備に努めます。 | 65 避難所の機能・設備の充実 | 総務課 | |
| | | 55 男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の整備や、防災意識の普及・啓発をすすめます。 | 66 防災意識の普及・啓発 67 自主防災組織の整備 67 防災体制の整備 | 総務課 総務課 高齢者福祉課 | |
| | | 56 消防団における女性の参画を促進します。 | 68 消防団活動への女性の参画促進 | 消防本部 総務課 | |
| | | (6)まちづくりにおける男女共同参画の促進 | 57 地域や学校などでユニバーサルデザイン教室、講演会、出前講座を実施し、ユニバーサルデザインの意識啓発に努めます。 | 69 ユニバーサルデザインの意識啓発 ・ユニバーサルデザイン教室、講演会、出前講座の実施 | 企画課 |
| 58 帯広のまつり推進委員会や観光ボランティアガイド等への女性の参加を推進し、観光振興のまちづくりをすすめます。 | 70 観光振興のまちづくり ・観光イベント・受入れ環境の整備 | | 観光課 | | |
| 59 環境に係る知識や意識を高める場として、講習会や出前環境教室など環境教育活動を行うとともに、環境情報の提供に努めます。 | 71 環境学習の推進 ・環境情報の提供 ・出前環境教室の実施 | | 環境課 | | |
| 60 市民協働のまちづくりを推進するため、市民団体のまちづくりに関する事業を支援します。 | 72 市民協働の推進 ・市民協働のまちづくり支援事業 | | 市民活動推進課 | | |

| 目標 | 基本方向 | 施策の方向 | 主な取組み | 主要な事業 | 担当課 | |
|--------------------------------------|-------------------|--|---|---|--|------------------------------|
| Ⅲ 男女がともに働ける環境整備 | 1 男女がともに働くための環境整備 | (1)ワーク・ライフ・バランスの普及・浸透 | 61 仕事と育児、介護など家庭生活との両立に関する意識啓発を行い、両立のための制度の定着促進に努めます。 | 71 ワーク・ライフ・バランスの情報提供・環境の整備 ・情報誌の発行 ・啓発資料等の作成、配布 ○子育て応援事業所の拡充（再掲） | 男女課 男女課・子育て支援課 子育て支援課 工業労政課 | |
| | | | 62 市役所における育児休業・育児短時間勤務及び、部分休業制度をすすめます。 | 72 市役所における育児休業・育児短時間勤務及び部分休業制度の推進 | 職員課 | |
| | | (2)育児支援体制の充実 | 63 保護者の働き方の多様化に対応した、延長保育や休日保育、病児・病後児など多様な保育サービスの充実に努めます。 | 73 多様な保育サービスの実施 ・低年齢児保育 ・延長保育 ・夜間保育 ・病児・病後児保育 ・休日保育 ・一時保育 ・子育て短期支援事業 | こども課 | |
| | | | 64 男女が育児と仕事を両立できるよう、小学校低学年児童などを対象に放課後児童対策を推進します。 | 74 放課後児童対策の実施 ・児童保育センター ・こどもの居場所づくり ・こども110番 | こども課 青少年課 青少年課 | |
| | | | 65 子育てを社会全体で支援するために、ひとり親家庭の支援や子育て応援事業所登録などを推進します。 | 75 社会全体での子育て支援体制 ・子育て応援事業所登録制度 ・ひとり親家庭等日常生活支援事業 | 子育て支援課 こども課 | |
| | | | 66 地域子育て支援センターや地域で活動する子育て応援ボランティアによる育児支援を行います。 | 76 市民協働の育児支援体制 ・地域子育て支援センターや地域で活動する子育て応援ボランティア募集 | 子育て支援課 | |
| | | | 67 労働環境の改善に向け、労働時間短縮や育児・介護休業制度の定着を促進するため、企業、団体などに対して普及啓発を行います。 | 77 労働環境の改善に向けた支援体制づくり ・労働時間短縮に向けての啓発 ・育児・介護休業制度の普及促進（子育て応援事業所奨励金） | 工業労政課・関係各課 工業労政課 | |
| | | | (3)家庭生活への男女共同参画の促進 | 68 家庭内における固定的な性別役割分担にとらわれない意識のあり方について、啓発を行います。 | 80 各種講座等の開催 ・両親教室の実施（再掲） 81 父親の育児参加の促進 82 食生活改善推進員活動の充実 ・男の調理教室、親子料理教室の充実 | 子育て支援課 こども課 健康推進課 |
| | | | | 69 家庭生活と調和した職業生活が行われるよう、長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進をはかるとともに、固定的な性別役割分担意識の見直しを進めるための意識啓発を行います。 | 83 労働環境の改善に向けた支援体制づくり ・労働時間短縮に向けての啓発（再掲） ・育児・介護休業制度の普及促進（子育て応援事業所奨励金制度）（再掲） ・労働負担軽減のための農作業請負組織等育成 ・安心して農作業に出られる環境づくり | 工業労政課 工業労政課 農政課 農政課 |
| | | | | 70 自営業における労働環境の改善に向けた支援を行います。 | 84 家庭での男女平等意識の形成と実践 ・家族経営協定の締結促進（再掲） ○研修制度の充実 ・農業技術センターにおける冬季経営研修会の開催（再掲） | 農政課 |
| 男2 女就 平等に のお 促 け 進 | (1)男女の均等な雇用と待遇の確保 | 71 関係機関と連携して、育児・介護休業法や男女雇用機会均等法などの普及・啓発をはかり、男女いずれもが支援制度を積極的に利用できるような社会的気運の醸成に努めます。 | 85 男女の均等な雇用と待遇の向上 ・男女雇用機会均等法など労働関係法の啓発 ・労働行政関係機関との連携による法の周知・啓発 ○経営における女性の参加の促進 ・家族経営協定の締結促進（再掲） | 工業労政課 工業労政課 農政課 | | |

| 目標 | 基本方向 | 施策の方向 | 主な取組み | 主要な事業 | 担当課 | |
|--------------------|--|---|---|---|---|------------------------|
| Ⅲ 男女がともに働きやすい環境づくり | 2 就労における男女平等の促進 | (1)男女の均等な雇用と待遇の確保 | 72 労働相談窓口を設け、問題解決のための情報を提供します。 | 84 労働相談窓口の充実及び市民への周知 | 工業労政課 | |
| | | | 73 男女共同参画に関する企業の取り組み事例の情報を提供します。 | 85 先進的な取り組み企業の事例紹介 | 男女課 | |
| | | (2)職場における男女平等の促進 | 74 就労の場における性別による固定的役割分担意識に基づく慣行や慣習を解消するため、啓発をすすめます。 | 86 パート労働者等の労働条件向上の推進 ○市女性職員の勤務職場の拡大と登用（再掲） ○経営における女性の参加の促進 ・家族経営協定の締結促進（再掲） | 工業労政課 職員課 農政課 | |
| | | | 75 職場における募集・採用、配置・昇進などについて男女平等をめざすために、男女雇用機会均等法や、労働基準法に基づく働く女性の母性保護規定をはじめ、関係する法や制度の周知徹底に努めます。 | 87 市役所における男女平等の推進 ・男女共同参画の視点に立った職員研修の実施 ○セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進 ・啓発資料の作成、配布（再掲） ・事業主への研修実施・講座（再掲） | 職員課 男女課 工業労政課 | |
| | | | 76 男女雇用機会均等法の規定に基づき、セクシュアル・ハラスメントの認識を高め、防止対策の周知徹底に努めます。 | 88 セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進 ・啓発資料の作成、配布（再掲） ・事業主への研修実施・講座（再掲） | 男女課 工業労政課 | |
| | | | 77 農業や商工自営業等に従事する女性の労働条件の向上など、働く場における男女平等を促進します。 | 89 研修制度の充実（再掲） ○経営における女性の参加の促進 ・家族経営協定の締結促進（再掲） | 農政課 | |
| | | | (1)就業支援体制の充実 | 78 関係する労働法の周知を図るとともに、高齢者雇用安定法に基づく定年後再雇用制度などの普及啓発を行い雇用促進に努めます。 | 90 労働関係法の普及・啓発 ・雇用促進をはかるための啓発 ・再雇用制度の普及促進 ・育児・介護休業制度の普及促進（再掲） | 工業労政課 |
| | | | | 79 起業をめざす女性に対して、知識や手法に関する情報提供や相談等支援に努めます。 | 91 女性起業家支援（情報提供や相談） ○経営における女性の参加の促進 ・家族経営協定の締結促進（再掲） ○就農相談窓口（再掲） | 商業まちづくり課 農政課 農政課 |
| | | | (2)雇用機会の情報収集・提供 | 80 再就業の促進をはかるため、関係機関と連携して必要な情報の提供や相談の充実に努めるとともに、就労のための学習機会、技能講習会や能力開発のための講座などを開催します。 | 92 関係機関との連携による情報の提供 ・就職に関する情報提供・労働相談業務 ・就労のための学習機会、技能講習会等の実施 ・職業訓練機会の拡充 ・職業意識の向上、能力開発のための講座等の開催 ・事業所雇用実態調査の実施及び調査結果の活用（再掲） | 工業労政課 |
| | | | | 81 農業技術、経営技術向上のための研修制度の充実に努めるとともに、新規就農者の相談を行います。 | 93 就農相談窓口 ○研修制度の充実 ・農業技術、経営技術向上のための研修制度の充実 | 農政課 |
| (3)女性の再チャレンジ支援 | 82 女性の職業意識の向上、能力開発のための講座などの開催や、関係機関と連携して職業訓練機会の拡充に努めます。 | 94 社会参画支援講座 ・各種講座の開催 ○女性起業家支援（情報提供や相談）（再掲） | | 男女課 商業まちづくり課 | | |
| | 83 ひとり親家庭の自立を支援するため、母子家庭就業・自立支援センターを誘致し、就労に関する相談、情報提供などの就労サービスの提供をすすめます。 | 95 母子家庭の母親への就業支援 ・母子家庭自立支援教育訓練給付事業 ・母子家庭高等技能訓練促進給付事業 ・母子家庭等就業・自立支援センター事業 ・保育所等における日刊ハローワーク求人情報の提供 | こども課 | | | |

| 目標 | 基本方向 | 施策の方向 | 主な取組み | 主要な事業 | 担当課 |
|---------------------|----------------|-------------------------|---|---|---------------------------|
| IV・多様な生き方を実現する環境づくり | 1 母子保健の充実 | (1)保健相談や指導体制の充実 | 89 安心して妊娠・出産ができるよう、妊娠中や産後の保健相談、育児相談を実施します。 | 94 電話及び面接による相談指導体制の充実 ○母性相談室、健康相談（個別・集団）、健康教育の実施（再掲） ○両親教室の実施（再掲） ○育児教室の実施（再掲） ○訪問指導の実施（再掲） 95 歯科保健指導の実施 | 子育て支援課 |
| | | (2)保健・健康診査の充実 | 89 保健師・栄養士が妊娠中や産後の母子の健康保持のための教室を実施し、必要な知識の普及に努めます。 | 96 母性相談室、健康相談（個別・集団）、健康教育の実施（再掲） ○性に関する健康教育の実施（再掲） | 子育て支援課 |
| | | | 88 各種検診や健康診査を実施するほか、必要に応じて保健指導を行い母子保健事業を推進します。 | ○各種がん検診・健康診査の実施（再掲） 97 妊婦、乳幼児健康診査の実施 ○歯周病疾患予防事業の実施 ・出前健康講座の実施（再掲） | 健康推進課 子育て支援課 健康推進課 |
| | 2 健康づくりの推進 | (1)健康づくりの推進 | 89 心身の健康管理と病気予防についての講座や啓発を行い、健康教育を推進します。 | 99 健康教育の推進 ・出前健康講座の実施 | 健康推進課 |
| | | | 89 生活習慣のアドバイスや身体気になる症状について、栄養士、保健師などが相談に応じます。 | 100 健康相談の実施 ・地域での相談体制の実施（健康相談） ・性に関する相談事業の実施（さわやか相談） ・生活習慣病予防などに関する相談の実施（健康相談） | 健康推進課 子育て支援課 健康推進課 |
| | | | 90 各種検診や健康診査を実施するほか、必要に応じて健康指導を行い市民の健康増進に努めます。 | 101 各種がん検診・健康診査の実施 | 健康推進課 |
| | 3 安心できる介護環境の整備 | (1)介護の支援体制の充実 | 91 介護が必要になっても、住み慣れた地域や家庭で自立した日常生活を営むことができるよう、必要な介護サービスを提供します。 | 102 日常生活支援のサービスの実施 | 障害福祉課 |
| | | | 92 介護をする家族の負担の軽減や、要介護者の生活の向上をはかるため、各種支援事業の実施や相談体制を充実します。 | 103 在宅介護支援のための総合相談窓口の活用 104 家族介護者への支援 | 高齢者福祉課 障害福祉課 高齢者福祉課 |
| | | | 93 介護予防に関する知識の普及啓発のため、地域での介護予防教室の実施や健康づくり事業を行います。 | 105 介護家族健康教育の実施（出前健康講座） 106 介護家族健康相談の実施（健康相談） 107 在宅介護支援センターの活用 108 地域包括支援センターの活用 109 介護予防の推進 | 高齢者福祉課 |
| | | (2)高齢者や障害者に対する社会参画・自立支援 | 94 介護が必要になっても、自分らしく安心して暮らせるよう、社会全体で支えていく介護保険制度の安定した運営に努めます。 | 110 介護保険制度の円滑な運営 | 介護保険課 |
| | | | 95 高齢期の男女が経験や知識を活かし、健康保持や仲間との交流を深めて生きがいを持って暮らせる環境づくりに努めます。 | 111 高齢者生活福祉センター（生活支援ハウス）の充実 112 高齢者のいきがいくづくり ・高齢者バス券交付事業 ・老人クラブ活動の推進 | 高齢者福祉課 |
| | | | 96 働く意欲をもつ高齢者が経験と能力を活かし、働くことを通じて社会に貢献する機会を確保します。 | 113 高齢者の就業機会の促進 ・シルバー人材センター支援 ・高齢者就業支援相談員 | 工業労政課 |

| 目標 | 基本方向 | 施策の方向 | 主な取組み | 主要な事業 | 担当課 | |
|---------------------|----------------|-------------------------|---|--|---|--|
| IV・多様な生き方を実現する環境づくり | 3 安心できる介護環境の整備 | (2)高齢者や障害者に対する社会参画・自立支援 | 97 障害のある人が生きがいを持って安心して暮らせるために、障害のニーズや課題に対応する相談支援体制を強化し、障害の特性に応じた障害福祉サービスを提供します。 | 114 障害者を対象とした福祉サービスの実施 115 町内会活動への障害者の参加促進 116 障害者の就労機会の拡充 ・関係機関との連携による障害者の雇用促進と法定雇用の遵守要請 ・障害者団体に委託できる事業の拡充 ・障害者の職業訓練の充実と福祉的就労の場の確保 ・福祉の広場の充実 ・障害者の雇用を支援する機能の充実 ・小規模共同作業所の整備促進 | 関係各課 障害福祉課 障害福祉課 工業労政課 関係各課 障害福祉課 工業労政課 障害福祉課 工業労政課 障害福祉課 | |
| | | | | 98 高齢者や障害者がハンディを感じることなく生活できる居住環境を整備するため、ユニバーサルデザイン住宅の普及促進を行います。 | 117 ユニバーサルデザイン住宅の普及促進事業 ・公営住宅へのユニバーサルデザインの推進 | 建築指導課 住宅課 |
| | | | | 99 学習、文化、スポーツ活動などの各種教室・講座を開催するほか、発表・活動機会を提供します。 | 118 学習機会の充実 ・家庭教育学級の実施 ・多様な学習機会の提供 ・放送大学帯広学習室の活用促進 ・男女共同参画セミナー（再掲） ・男女共同参画講座（再掲） | 子育て支援課 生涯学習課 生涯学習課 男女課 男女課 |
| | | | | 100 さまざまな機会を利用して学習情報を提供するとともに、団体活動などを紹介し、学習活動を通じた交流の促進に努めます。 | 119 学習情報の提供 ・指導者、団体・グループ名簿の作成 ・生涯学習情報誌の発行 | 生涯学習課 |
| | | | | 101 生涯にわたって自主的に学習できる環境づくりや、生きがいやゆとりを持ち心豊かな生活を送れる地域社会づくりに努めます。 | 120 地域特色を活かした学習の場の提供 ・農業技術センター機能の充実 121 自主的学習活動の支援 ・グループ活動への支援 | 農政課 |
| | | | | 102 優れた芸術・文化の鑑賞機会を提供し、市民の文化向上発展に努めます。 | 122 芸術文化鑑賞機会の充実 | 文化課 |
| | 4 生涯学習の促進 | (1)学習機会や学習情報の提供 | 99 学習、文化、スポーツ活動などの各種教室・講座を開催するほか、発表・活動機会を提供します。 | 118 学習機会の充実 ・家庭教育学級の実施 ・多様な学習機会の提供 ・放送大学帯広学習室の活用促進 ・男女共同参画セミナー（再掲） ・男女共同参画講座（再掲） | 子育て支援課 生涯学習課 生涯学習課 男女課 男女課 | |
| | | | 100 さまざまな機会を利用して学習情報を提供するとともに、団体活動などを紹介し、学習活動を通じた交流の促進に努めます。 | 119 学習情報の提供 ・指導者、団体・グループ名簿の作成 ・生涯学習情報誌の発行 | 生涯学習課 | |
| | | | 101 生涯にわたって自主的に学習できる環境づくりや、生きがいやゆとりを持ち心豊かな生活を送れる地域社会づくりに努めます。 | 120 地域特色を活かした学習の場の提供 ・農業技術センター機能の充実 121 自主的学習活動の支援 ・グループ活動への支援 | 農政課 | |
| | | | 102 優れた芸術・文化の鑑賞機会を提供し、市民の文化向上発展に努めます。 | 122 芸術文化鑑賞機会の充実 | 文化課 | |